

一、相关新法令、新政策

- [关于发布《国有建设用地使用权出让地价评估技术规范（试行）》的通知](#)

【发布单位】国土资源部
【发布文号】国土资厅发〔2013〕20号
【发布日期】2013-04-08
【内容提要】该通知进一步完善了国有土地使用权出让的底价确定程序。
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.mlr.gov.cn/zwgk/zytz/201304/t20130411_1202180.htm

- [关于海关执行国家发展改革委第 21 号令有关问题的公告](#)

【发布单位】海关总署
【发布文号】海关总署公告 2013 年第 18 号
【发布日期】2013-04-02
【内容提要】2013 年 02 月 16 日，国家发展改革委第 21 号令公布了《产业结构调整指导目录（2011 年本）（修正）》，并规定自 2013 年 05 月 01 日起施行。对此，海关总署就海关执行中的有关问题，进行了明确。
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab1/info424330.htm>

- [关于深化通关作业无纸化改革试点工作有关事项的公告](#)

【发布单位】海关总署
【发布文号】海关总署公告 2013 年第 19 号
【发布日期】2013-04-10
【实施日期】2013-05-01
【内容提要】海关总署在前期通关作业无纸化改革试点的基础上，扩大试点范围。具体如下：
▪ 试点企业范围扩大至海关管理类别为 B 类及以上企业；
▪ 北京、天津、上海、南京、杭州、宁波、福州、青岛、广州、深圳、拱北、黄埔等首批 12 个海关将试点扩大到关区全部业务现场和所有试点业务；
▪ 其余 30 个海关各选取 1 至 2 个业务现场和部分业务开展通关作业无纸化改革试点；
▪ 2013 年内，将“属地申报，口岸验放”通关模式下的报关单纳入通关作业无纸化改革试点范围。

一、関連する新法令、新政策

- [「国有建设用地使用权出让地价评估技术规范（试行）」發布に関する通知](#)

【発布機関】国土资源部
【発布番号】国土資庁発〔2013〕20号
【発布日】2013-04-08
【概要】本通知は国有土地出賃権払下げに関する最低価格の確定手順をより一層整備した。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.mlr.gov.cn/zwgk/zytz/201304/t20130411_1202180.htm

- [税関の国家發展改革委員会第 21 号令実施に伴う関連事項に関する公告](#)

【発布機関】税関総署
【発布番号】税関総署公告 2013 年第 18 号
【発布日】2013-04-02
【概要】2013 年 2 月 16 日、国家發展改革委員会第 21 号令として「産業構造調整指導目錄（2011 年版）（改正）」が公布され、2013 年 5 月 1 日より施行すると定めた。これについて、税関総署は税関の執行における関連事項について明確にした。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab1/info424330.htm>

- [通関作業ペーパーレス化改革試行作業の拡大に伴う関連事項に関する公告](#)

【発布機関】税関総署
【発布番号】税関総署公告 2013 年第 19 号
【発布日】2013-04-10
【実施日】2013-05-01
【概要】税関総署は前期の通関作業ペーパーレス化改革試行を踏まえて、試行範囲を拡大した。具体的には以下の通りである。
▪ 試行企業の範囲を税関管理分類 B 類以上の企業に拡大した。
▪ 北京、天津、上海、南京、杭州、寧波、福州、青島、広州、深セン、拱北、黄埔などの初回 12ヶ所の税関は試行対象を税関区域内の全業務現場と全ての試行業務に拡大した。
▪ その他の 30 余りの税関は各自、一つないし二つの業務現場および一部業務を選んで、通関作業ペーパーレス化改革試行を実施する。
▪ 2013 年以内に、「所在地申告、通関地検査」通関方式の通関書類を通関作業ペーパーレス化改革試行範囲に組み入れる。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab1/info424982.htm>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

- [有关《国家发展改革委关于修改〈产业结构调整指导目录（2011 年本）〉有关条款的决定》的说明](#)

日前，国家发展和改革委员会发布了有关《国家发展改革委关于修改〈产业结构调整指导目录（2011 年本）〉有关条款的决定》（国家发展改革委 2013 年第 21 号令）的说明，就 2013 年 02 月 16 日国家发展改革委第 21 号令公布的《产业结构调整指导目录（2011 年本）（修正）》的修正背景、修正内容等进行了具体说明，并明确相关修正只是对目录执行中出现的问题或部分遗漏的补充，不是目录的全面修订。

（摘自国家发展和改革委员会网站；2013 年 04 月 07 日发布）

- [今年 08 月 01 日起，营业税改征增值税试点在全国范围内推开](#)

日前，国务院常务会议决定，进一步扩大营业税改征增值税试点，并逐步在全国推行。具体如下：

- 扩大地区试点，自 2013 年 08 月 01 日起，将交通运输业和部分现代服务业“营改增”试点在全国范围内推开，适当扩大部分现代服务业范围，将广播影视作品的制作、播映、发行等纳入试点。
- 扩大行业试点，择机将铁路运输和邮电通信等行业纳入“营改增”试点。力争“十二五”期间全面完成“营改增”改革。

（摘自国家发展和改革委员会网站；2013 年 04 月 10 日发布）

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab1/info424982.htm>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

- [『産業構造調整指導目録（2011 年版）』関連条項の改定に関する国家発展改革委員会の決定』に関する説明](#)

先頃、国家発展改革委員会は、『産業構造調整指導目録（2011 年版）』関連条項の改定に関する国家発展改革委員会の決定』（国家発展改革委 2013 年第 21 号令）に関する説明を公布し、2013 年 2 月 16 日に国家発展改革委員会第 21 号令として公布した『産業構造調整指導目録（2011 年版）（改正）』の改正背景、改正内容などについて具体的な説明を行った上、関連改正が単に目録の実施において生じた問題または一部の遺漏に対する補足であり、目録の全面改正ではないことを明確にした。

（2013 年 4 月 7 日付の国家発展改革委員会ウェブサイトより抜粋）

- [本年 8 月 1 日より、営業税から増値税への一本化試行を全国範囲で展開する](#)

先頃、國務院常務會議は、營業稅から増値稅への一本化試行をより一層拡大し、徐々に全国へ広めることを決定した。具体的には以下の通りである。

- 試行地域を拡大し、2013 年 8 月 1 日より、交通運輸業および一部現代サービス業の「營業稅から増値稅への一本化」試行を全国範囲で展開する。一部現代サービス業の範囲を適度に拡大し、ラジオ映画テレビ作品の製作、放映、配給などを試行範囲に組み入れる。
- 試行業界を拡大し、機会を見て、鉄道輸送および郵便電氣通信などの業界を「營業稅から増値稅への一本化」試行範囲に組み入れる。「第十二次五カ年計画」期間内に「營業稅から増値稅への一本化」改革を全面的に完了することを目指す。

（2013 年 4 月 10 日付の国家発展改革委員会ウェブサイトより抜粋）

- [《电信和互联网用户个人信息保护规定（征求意见稿）》、《电话用户真实身份信息登记规定（征求意见稿）》公开征求意见](#)

日前，工业和信息化部发布[《电信和互联网用户个人信息保护规定（征求意见稿）》](#)和[《电话用户真实身份信息登记规定（征求意见稿）》](#)，向社会公开征求意见（截止日期：2013年05月15日）。

备注：[《关于加强网络信息保护的决定》](#)于2012年12月28日发布并实施，上述两征求意见稿主要依据该决定制定。

（摘自工业和信息化部网站；2013年04月10日发布）

- [CIETAC 上海分会也更名了，仲裁院之间的纷争是否就此结束？](#)

2013年04月11日，原中国国际经济贸易仲裁委员会上海分会（即，CIETAC 上海分会）召开新闻发布会，并举行更名揭牌仪式。“中国国际经济贸易仲裁委员会上海分会”正式更名为“[上海国际经济贸易仲裁委员会](#)”（同时启用“[上海国际仲裁中心](#)”的名称），英文简称“SHIAC”。

企业今后如果约定适用仲裁方式解决争议，并选择 SHIAC 仲裁的，那么，建议使用如下示范条款：

- 示范条款 1：凡因本合同引起的或与本合同有关的任何争议，均应提交上海国际经济贸易仲裁委员会进行仲裁。
- 示范条款 2：凡因本合同引起的或与本合同有关的任何争议，均应提交上海国际仲裁中心进行仲裁。

当然，如果在仲裁条款中仍然使用旧名称（即，中国国际经济贸易仲裁委员会上海分会、上海贸仲、CIETAC 上海等），理论上也不影响仲裁条款之效力。法律依据是《最高人民法院关于适用〈中华人民共和国民事诉讼法〉若干问题的解释》第3条的规定，“仲裁协议约定的仲裁机构名称不准确，但能够确定具体的仲裁机构的，应当认定选定了仲裁机构。”

我们曾在[第 294 期《里兆法律资讯》](#)、[第 307 期《里兆法律资讯》](#)和[第 331 期《里兆法律资讯》](#)中介绍中国国际经济贸易仲裁委员会（英文简称“CIETAC”）与原中国国际经济贸易仲裁委员会上海分会和原中国国际经济贸易仲裁委员会华南分会的三轮较量。随着原中国国际经济贸易仲裁委员会华南分会更名为华南国际经济贸易仲裁委员会（同时使用“深圳国际仲裁院”的名称；英文简称“SCIA”），以及原中国国际经济贸易仲裁委员会上

- [「電信およびインターネット利用者の個人情報保護規定（意見募集案）」、「電話利用者の実名個人情報登記規定（意見募集案）」がパブリックコメントを募集する](#)

先頃、工業・情報化部は[「電信およびインターネット利用者の個人情報保護規定（意見募集案）」](#)および[「電話利用者の実名個人情報登記規定（意見募集案）」](#)を公布し、現在パブリックコメントを募集している（締め切りは2013年5月15日である）。

備考：[「インターネット情報の保護を強化することについての決定」](#)は2012年12月28日に公布施行されており、上記二つの意見募集案は主として当該決定に基づき制定されたものである。

（2013年4月10日付の工業・情報化部ウェブサイトより抜粋）

- [CIETAC 上海分会も名称を変更したが、仲裁院間の紛争はこれにて終結したか](#)

2013年4月11日、旧中国国際経済貿易仲裁委員会上海分会（即ち、CIETAC 上海分会）は記者会見を開き、改名開業式を開催した。「中国国際経済貿易仲裁委員会上海分会」は正式的に[「上海国際経済貿易仲裁委員会」](#)と改名され（同時に[「上海国際仲裁センター」](#)の名称使用も開始した）、英文略称は「SHIAC」となった。

企業が今後、紛争解決に仲裁を適用することを取り決め、且つ SHIAC での仲裁を選択する場合、以下の見本条項を使用することを提案する。

- 見本条項 1：本契約で生じまたは本契約と関係のある如何なる紛争も、全て上海国際経済貿易仲裁委員会へ仲裁を申し立てるものとする。
- 見本条項 2：本契約で生じまたは本契約と関係のある如何なる紛争も、全て上海国際仲裁センターへ仲裁を申し立てるものとする。

なお、仲裁条項で依然として旧名称（即ち、中国国際経済貿易仲裁委員会上海分会、上海貿仲、CIETAC 上海など）を使用している場合も、理論上では仲裁条項の効力を妨げることはない。法律根拠は「『中華人民共和国仲裁法』適用の若干事項に関する最高人民法院の解釈」第3条の規定、「仲裁協議で決められた仲裁機構の名称が不正確ではあるが、具体的な仲裁機構を特定できる場合、仲裁機構は選定されていると認定するものとする。」である。

筆者はこれまで[第 294 期「里兆法律情報」](#)、[第 307 期「里兆法律情報」](#)および[第 331 期「里兆法律情報」](#)において、中国国際経済貿易仲裁委員会（英文略称「CIETAC」）と旧中国国際経済貿易仲裁委員会上海分会および旧中国国際経済貿易仲裁委員会华南分会の三回の共闘を紹介してきた。旧中国国際経済貿易仲裁委員会华南分会の華南国際経済貿易仲裁委員会（同時に「深セン国際仲裁院」の名称を使用し、英文略称は「SCIA」である）への改名、およびこの度の旧

海分会的此次更名，两个分会已经相继更名，从机构属性及其法律依据、名称、仲裁规则、仲裁员名册等方面，摆脱了与中国国际经济贸易仲裁委员会的联系，完全“自立门户”了。那么，这场仲裁院之间的纷争，是否就随之结束了呢，我们会继续关注。

(里兆律师事务所 2013 年 04 月 12 日整理编写)

● 使用劳务派遣用工的法定比例仍未确定，政府内部分歧大

《关于修改〈中华人民共和国劳动合同法〉的决定》(以下简称“《劳动合同法修正案》”)于 2012 年 12 月 28 日公布，并将于 2013 年 07 月 01 日起实施。近期，不少企业关心：《劳动合同法修正案》第三条“用人单位应当严格控制劳务派遣用工数量，不得超过其用工总量的一定比例，具体比例由国务院劳动行政部门规定”中的劳务派遣用工的具体比例是多少？

目前，相关比例尚未确定。根据我们了解的情况，包括人力资源和社会保障部门在内的相关政府部门正在研讨该问题。但由于不同行业的劳务派遣用工情况差异大等原因，估计短时间内还无法形成统一意见，政府研讨中的具体比例有 5%、10%、20%、30%、甚至 50%等各种不同意见，意见分歧比较大。2013 年 07 月 01 日《劳动合同法修正案》实施之前能否最终确定，目前还是未知数，也不排除届时通过柔性方式过渡的可能性。

(里兆律师事务所 2013 年 04 月 12 日整理编写)

● 货物贸易外汇管理制度改革，改变了什么？

货物贸易外汇管理制度改革已于 2012 年 08 月 01 日起在全国范围内实施。该制度实施以来，国家外汇管理局（包括其分支机构；以下简称“外汇局”）筛选结售汇存在异常的企业，全国多家“空壳企业”被注销名录，银行不再为其办理贸易收付汇；同时，截止目前，仍有不少企业对制度改革的内容缺乏深刻认识，影响了其外汇业务的更好办理。为此，律师就此次货物贸易外汇管理制度改革的基本情况做一简要梳理。

一、改革的核心内容及改革后的业务基本流程

此次货物贸易外汇管理制度改革的核心内容是总量核查、动态监测和分类管理，基本做法是依托全国集中的货物贸易外汇监测系统(以下简称“监

中国国際經濟貿易仲裁委員會上海分会の改名と、二つの分会が相次いで改名するに従い、機構の属性およびその法律根拠、名称、仲裁規則、仲裁員名簿などの点から、中国国際經濟貿易仲裁委員會との関係から離れ、完全に「自立した所帯」となった。では、これにて一連の仲裁院間の紛争が幕引きとなったかについては、私どもは引き続き注意していく所存である。

(里兆法律事務所が 2013 年 4 月 12 日付で作成)

● 劳务派遣労働者使用に関する法的割合は未だ確定せず、政府内での意見の相違は大きい

『中華人民共和國労働契約法』の改正に関する決定(以下、「労働契約法改正案」という)が 2012 年 12 月 28 日に公布され、2013 年 7 月 1 日より施行される。昨今、少なからぬ企業が、「労働契約法改正案」第三条の「実際の使用者は労働派遣労働者使用の数量を厳格に管理し、自己の労働者使用総数の一定割合を超えてはならず、具体的な割合は国务院労働行政部門が定める」における労働派遣労働者使用の具体的な割合がいかほどになるのかに着目している。

現時点で、関連割合は未だ確定されていない。筆者の知るところ、人的資源・社会保障部門を含む関係政府部門は現在当該事項について検討しているが、業種により労働派遣労働者使用状況が大きく異なるなどの理由により、短期間に意見をまとめることはできないと思われ、政府が検討中の具体的な割合も 5%、10%、20%、30%、ひいては 50%などと様々な意見があり、意見の相違が大きい。2013 年 7 月 1 日の「労働契約法改正案」施行までに最終的に確定するかは、現時点では未知数であり、その時点で柔軟な方法を通じて過渡的処理を行う可能性は排除できない。

(里兆法律事務所が 2013 年 4 月 12 日付で作成)

● 貨物貿易の外貨管理制度改革で何がかわるのか

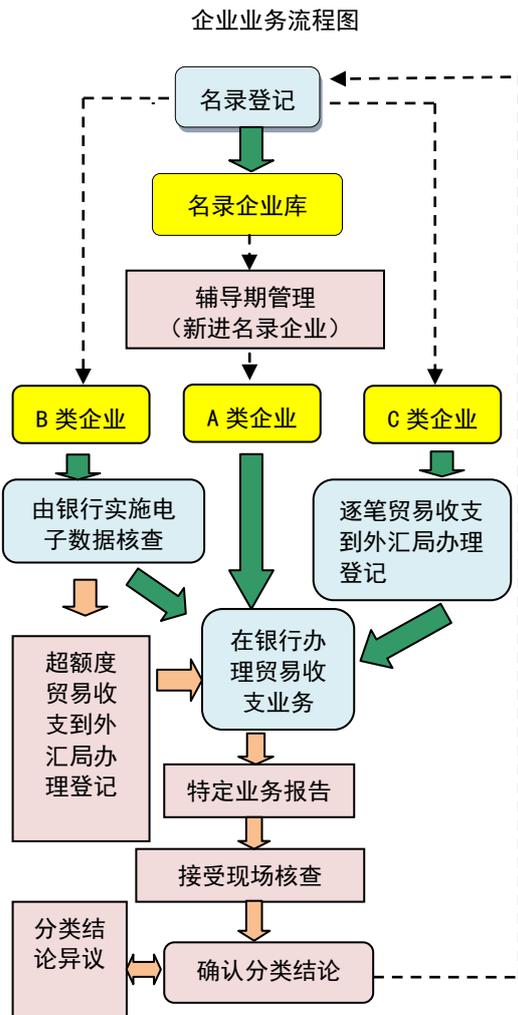
貨物貿易の外貨管理制度改革は 2012 年 8 月 1 日から全国規模で実施されている。本制度の実施以降、国家外貨管理局(その分支機構を含み、以下「外貨管理局」という)は人民元転・外貨売渡で問題のある企業を選別しており、全国で多数の「ペーパーカンパニー」が登録を抹消され、銀行は以後それらに対する貿易外貨決済を停止している。同時に、現時点でも、多くの企業において制度改革の内容についての認識が欠如しており、自らの外貨業務をより効率良く処理する際の妨げとなっている。このため、筆者は今回の貨物貿易外貨管理制度改革の基本状況を以下の通り簡潔に整理した。

一、改革の核心内容及改革後の業務の基本的な流れ

今回の貨物貿易外貨管理制度改革の核心内容は総量確認検査、動態モニタリングおよび分類監督管理であり、基本方法は、全国統合貨物貿易外貨モニタリ

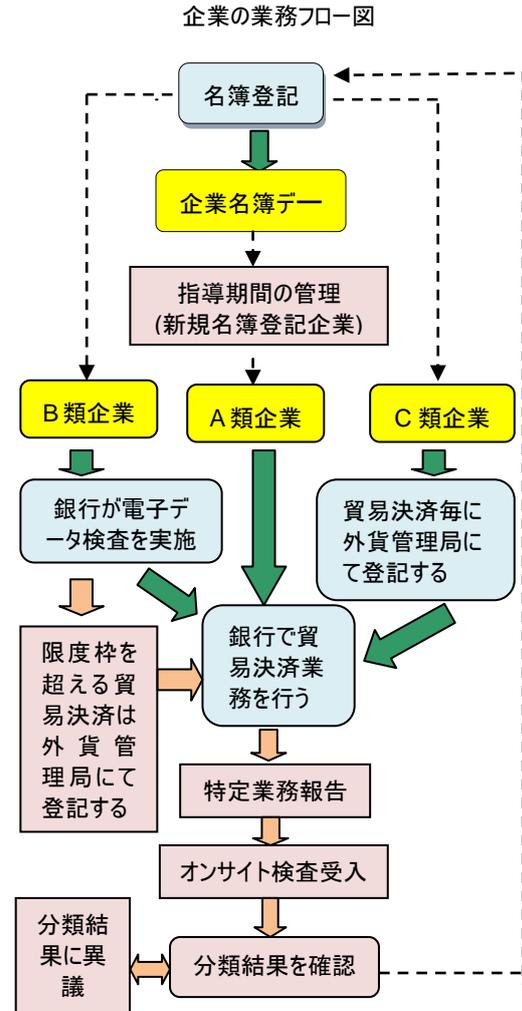
测系统”),全面采集企业进出口收付汇及进出口物流的完整信息,以企业主体为单位,对其资金流和物流进行非现场总量核查,对非现场总量核查中发现的可疑企业实施现场核查,进而对企业实行动态监测和分类管理。

改革后企业办理货物贸易外汇业务的基本流程如下图:



グシステム(以下、「モニタリングシステム」という)に基づき、企業の輸出入外貨収支および輸出入貨物の流れに関する完全情報を全面的に収集し、企業主体毎に、資金の流れと貨物の流れに対しオフサイト総量確認検査を行い、オフサイト総量確認検査で問題のあった企業に対しオンサイト検査を実施し、加えて企業に対するモニタリングおよび分類管理を行う。

改革後、企業が行う貨物貿易外貨業務の基本的な流れは下図の通りである。



二、 货物贸易外汇管理制度改革前后之比较

(一) 管理模式

改革前	行为管理模式:对收付汇行为进行事前备案、现场审查
改革后	主体管理模式:对收付汇企业进行总量核查、动态监测、分类监管
律师总结	<ul style="list-style-type: none"> 概念释义: ① 总量核查: 外汇局定期或不定期对企业一定期限内的进口和出口、资产和负债、货

二、 貨物貿易外貨管理制度改革前と改革後の比較

(一) 管理方式

改革前	行為管理方式:外貨決算行為に対し事前の届出、オンサイト審査を行う。
改革後	主体管理方式:外貨決済を行う企業に対し総量確認検査、動態モニタリング、分類監督管理を行う。
筆者のまとめ	<ul style="list-style-type: none"> 概念の解釈 ① 総量確認検査: 外貨管理局は定期または不定期に企業の一定期間における輸入と輸

	<p>物和资金进行全面和综合评估，对企业的进出口数据和贸易外汇收支数据进行总量对比，核查企业贸易外汇收支的真实性。</p> <p>② 动态监测：外汇局依托监测系统非现场总量对比，在此基础上对企业进口付汇情况监测分析，识别异常行为；根据非现场监测预警、现场核查等情况，对企业实施考核分类，对异常主体进行现场核查。</p> <p>③ 分类管理：外汇局实行“贸易外汇收支企业名录”（以下简称“名录”）管理，并根据非现场和现场核查结果，将企业分为 A、B、C 三类并动态调整。</p> <p>▪ 注意事项：</p> <p>① 企业依法取得对外贸易经营权后，应到所在地外汇局办理名录登记手续，完成名录登记后，外汇局为企业办理监测系统网上业务开户。如名录企业登记信息发生变更的，应到外汇局办理变更登记手续。</p> <p>② 外汇局对新列入名录的企业实施 90 天辅导期管理。</p> <p>③ 外汇局统一向金融机构发布全国企业名录，金融机构不得为不在名录的企业直接办理贸易外汇收支业务。</p> <p>④ <u>A 类企业享受贸易收支便利，出口收汇无需联网核查；B 类企业贸易外汇收支实施电子数据核查管理，并应当在其可收付汇额度内办理贸易外汇收支；C 类企业贸易外汇收支业务由外汇局实行事前逐笔登记管理。</u></p>
--	---

	<p>出、資産と負債、貨物と資金に対し全面的、総合的評価を行い、企業の輸出入データおよび貿易外貨收支データに対し総量照合を行うことで、企業の貿易外貨收支の真実性を検査する。</p> <p>② 動態モニタリング：外貨管理局はモニタリングシステムを通じてオフサイト総量照合を行い、これに基づき、企業の輸入外貨支払い状況に対しモニタリング・分析を行い、問題行為を判別する。オフサイトモニタリングの事前警報、オンサイト検査等の状況に基づき、企業に対し分類評価を実施し、問題のある主体に対しオンサイト検査を行う。</p> <p>③ 分類管理：外貨管理局は「貿易外貨收支企業名簿」（以下、「名簿」という）管理を実施した上、オフサイトおよびオンサイト検査の結果に基づき、企業を A、B、C の三種類に分け、動態調整を行う。</p> <p>▪ 注意事項</p> <p>① 企業は法に則り対外貿易経営権を取得した後、所在地の外貨管理局にて名簿登記手続きを行わなければならない。名簿登記完了後に、外貨管理局は企業のためにモニタリングシステムのオンライン業務口座開設手続きを行う。名簿の企業登記情報に変更があった場合、外貨管理局にて変更登記手続きを行わなければならない。</p> <p>② 外貨管理局は新規に名簿登録した企業に対し、90 日間の指導期間管理を実施する。</p> <p>③ 外貨管理局は統一的に金融機関に対し全国企業名簿を配布する。金融機関は名簿にない企業に対し貿易外貨決済業務を直接行ってはならない。</p> <p>④ <u>A 類企業は貿易決済における利便性を享受し、輸出外貨受取りの際にオンライン検査を必要としない。B 類企業の貿易外貨決済については電子データ検査管理を実施し、自己の外貨決済限度枠内で貿易外貨決済を行わなければならない。C 類企業の貿易外貨決済業務は外貨管理局が事前に決済毎の登記管理を行う。</u></p>
--	--

(二) 改革要点

1. 进出口核销	
改革前	逐笔核销、现场核销
改革后	取消出口收汇核销单, 收付汇无需办理核销手续
律师总结	<ul style="list-style-type: none"> 银行为企业办理收付汇的单证和流程大幅简化, 收汇从以前通常 3-4 个工作日才能从出口待核查账户到经常项目账户, 减为 1-2 个工作日即可; 企业与外汇局之间建立信息交互平台, 企业绝大多数的信息报送、业务报告可直接在监测系统网上办理, 无需到现场办理。
2. 出口报关管理	
改革前	出口报关程序繁琐, 需要提交出口收汇核销单
改革后	企业报关不必提供核销单, 且 A 类企业不再进行出口收结汇联网核查和进口报关单联网核查
律师总结	所有企业 (尤其是 A 类企业) 出口报关手续得到简化
3. 出口退税管理	
改革前	需要向税务部门提交外汇局签发的出口收汇核销单
改革后	税务部门参考外汇局提供的企业出口收汇信息和分类情况, 依据相关规定, 审核后直接办理企业出口退税, 无需出口收汇核销单
律师总结	节省出口退税时间, 改革前办理完毕核销手续约需4周时间, 因为要收齐所有核销单据(异地报关材料更多), 改革后拿到报关单即可办理退税, 效率大大提高。
4. 贸易信贷管理	
改革前	贸易信贷实行全流程登记
改革后	企业事中报告, 不再办理贸易信贷登记
律师总结	简化登记义务 ※律师提醒: A、B、C 类企业应分别依法履行报告和登记义务
5. 进出口退汇	
改革前	外汇局事先审核

(二) 改革のポイント

1. 輸出入照合	
改革前	決済毎の照合、オンサイト照合
改革後	輸出外貨受取照合消込書の取消し、外貨決済に照合消込書手続きは不要
筆者のまとめ	<ul style="list-style-type: none"> 銀行が企業の外貨決済を行う際に必要な証憑および手続きが大幅に簡略化された。外貨受取りはこれまで、通常 3~4 営業日をかけて輸入審査待ち口座から經常項目口座へ移動していたが、改革後は 1~2 営業日に短縮された。 企業と外貨管理局との間に双方向情報プラットフォームが確立され、企業のほとんどの情報の申告、業務報告が直接モニタリングシステムを通じてオンライン処理することが可能となり、オンサイト処理は不要となった。
2. 輸出通関管理	
改革前	輸出通関手順が複雑で、輸出外貨受取照合消込書を提出する必要があった。
改革後	企業の通関に輸出外貨受取照合消込書の提出が不要となり、A 類企業であれば輸出外貨受取人民元転オンライン検査および輸入通関書類オンライン検査は不要となった。
筆者のまとめ	全ての企業 (特に A 類企業) の輸出通関手続きが簡略化された。
3. 輸出税還付管理	
改革前	税務部門へ外貨管理局が発行する輸出外貨受取照合消込書を提出する必要があった。
改革後	税務部門は、外貨管理局が提供する企業輸出外貨受取情報および分類状況を参考に、関連規定に基づいて審査・確認した上で企業の輸出税還付を直接行い、輸出外貨受取照合消込書は不要となった。
筆者のまとめ	輸出税還付にかかる時間が短縮された。改革前、照合手続きの完了に約4週間を必要としたのは、全ての照合証憑を揃えなければならないことからであった(外地での通関の所要書類は更に多い)。改革後は通関書類を受取り次第、直ちに税還付を行うことが可能となり、効率が大幅に向上した。
4. 貿易与信管理	
改革前	貿易与信について全過程登記を履行した。
改革後	企業は業務過程において報告を行い、貿易与信登記は不要となった。
筆者のまとめ	登記義務が簡略化された。 ※留意点: A、B、C 類企業は、それぞれ法律に従って報告および登記義務を履行しなければならない。
5. 輸出入の外貨払戻し	
改革前	外貨管理局が事前に審査を行った。

改革后	原则上，银行审核后直接办理 (注：根据《 货物贸易外汇管理指引实施细则 》，对于退汇日期与原收、付款日期间隔在 180 天（不含）以上或由于特殊情况无法按照本条规定办理退汇的，企业应当先到外汇局办理贸易外汇业务登记手续。)
律师总结	简化企业办理进出口退汇业务手续
6. 出口收入	
改革前	出口企业原则上应足额收取外销收入
改革后	出口收入可按规定调回境内或者存放境外
律师总结	<ul style="list-style-type: none"> ▪ A 类企业充分利用好该政策，可降低汇率风险，缓解资金压力； ▪ B 类企业在监管有效期内，不可将出口收入存放境外账户，不得使用境外账户对外支付； ▪ C 类企业应关闭境外账户并调回境外账户资金余额。

改革后	原則として、銀行が審査した上で直接処理する。 (備考:「 貨物貿易外貨管理ガイドライン実施細則 」によると、外貨払戻しの日時と元の受取り、支払い日時の間が 180 日(180 日を含まない)を超えるまたは特段の状況により本条の規定に従って外貨払戻しを行えない場合は、企業は先に外貨管理局にて貿易外貨業務登記続きを行わなければならない。)
筆者のまとめ	企業の輸出入外貨払戻し業務手続きが簡略化された。
6. 輸出収入	
改革前	輸出企業は原則として、輸出収入を満額受取らなければならなかった。
改革後	輸出収入は規定に従って、国内に回収または国外に預け入れすることができる。
筆者のまとめ	<ul style="list-style-type: none"> ▪ A 類企業は当該政策を十分に活用して、為替リスクを低減し、資金圧力を弱めることができる。 ▪ B 類企業は監督管理期間中、輸出収入を国外口座に預け入れることができず、国外口座を使用しての対外支払いができない。 ▪ C 類企業は国外口座を抹消した上、国外口座資金の残額を回収しなければならない。

(三) 监管方式

改革前	企业逐个监管、行为审核、现场监测，外汇局与海关总署、国家税务总局（以下简称“三部门”）各自监管
改革后	综合监测、主体分类监管、非现场监测、联合监管
律师总结	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 三部门之间建立数据信息交换机制。外汇局定期向另两部门提供贸易收付汇核查数据及分类监管等信息；海关总署定期向外汇局传输企业报关数据；国家税务总局定期向外汇局传输出口退税审核关注商品目录及骗税企业名单等监管信息，作为外汇局参考； ▪ 建立部门间个案协查机制。三部门及时通报日常监测及核查中发现的异常信息，共同打击各类违规跨境资金流动和走私、骗税等违法行为。

(三) 監督管理方式

改革前	企業ごとに監督管理、行為審査、オンサイトモニタリングを実施し、且つ外貨管理局、税関総署、国家税務総局（以下、「三部門」という）がそれぞれ監督管理を行っていた。
改革後	総合モニタリング、主体分類監督管理、オフサイトモニタリング、共同監督管理を行う。
筆者のまとめ	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 三部門の間でデータ情報交換体制を確立した。外貨管理局は定期的に他の二部門に対し貿易外貨決済の検査データおよび分類監督管理などの情報を提供する。税関総署は定期的に外貨管理局に対し企業の通関データを送信する。国家税務総局は定期的に外貨管理局に対し輸出税還付審査重点商品目録および脱税企業名簿などの監督管理情報を送信し、外貨管理局の参考とする。 ▪ 部門の間で個別案件の協力調査体制を確立した。三部門は日常のモニタリングおよび検査中に発見した異常情報を遅滞なく通報し、規則に違反したクロスボーダーの資金流動、密輸、脱税などの各種違法行為を共同で取り締まる。

三、 簡要总结

总体而言，本次货物贸易外汇制度改革，简化并改进了货物贸易的进口付汇以及出口收汇手续，降低了企业、金融机构以及政府机关的行政费用支出，加强了关于货物贸易进口付汇以及出口收汇的风险管理，提高了其收付汇效率，有利于促进货物贸易开展。

由上述分析可见，本次货物贸易外汇制度改革实施后，对企业而言，要获得“改革红利”，最好的方式就是被评为A类企业，并维持作为A类企业的资质。为此，律师简要提示如下：

- 企业办理贸易外汇收支时会签署《货物贸易外汇收支业务办理确认书》，该确认书告知了企业在办理贸易外汇收支时的权利和义务，建议认真阅读；
- 企业在办理收付汇业务时，应严格遵守外汇管理规定，保持各项外汇指标正常；
- 企业应按照外汇局相关规定及时通过监测系统履行义务性报告和主动性报告（注：其中义务性报告主要包括：贸易信贷业务报告、远期信用证报告、转口贸易收支业务报告、出口收入存放境外报告以及辅导期业务报告。）提前说明贸易项下物流和资金流匹配的时间差和金额差等信息，尽量减少到外汇局进行报告数据的修改或删除。

（里兆律师事务所2013年04月12日整理编写）

三、 簡潔なまとめ

全体として、今回の貨物貿易外貨制度改革は、貨物貿易の輸入外貨支払いおよび輸出外貨受取り手続きを簡略化し、且つ改善したものであり、企業、金融機関および政府機関の行政費用支出を低減させ、貨物貿易の輸入外貨支払いおよび輸出外貨受取りに伴うリスク管理を強化し、外貨決済の効率を高め、貨物貿易の発展促進に有利のあるものである。

前述の分析から、今回の貨物貿易外貨制度改革の実施後、企業にとって、「改革のメリット」を望むのであれば、A類企業に認定された上、A類企業の資格を維持することが最善の方法であることが分かる。この点に関し、筆者は以下のように考える。

- 企業が貿易外貨決済を行う際に「貨物貿易外貨収支業務手続き確認書」を締結するはずであるが、当該確認書には企業が貿易外貨決済を行う際の権利と義務が示されており、十分に確認することを提案する。
- 企業が外貨決済業務を行う際は、外貨管理規定を厳格に遵守し、各種外貨指標の正常を維持しなければならない。
- 企業は外貨管理局の関連規定に照らして、遅滞なくモニタリングシステムを通じて義務化された報告および自発的報告（備考：その中、義務化された報告には主として貿易与信業務報告、ユーザンス報告、中継貿易収支業務報告、輸出収入国外預入報告および指導期間の業務報告が含まれる。）を行わなければならない。貿易項目における貨物の流れと資金の流れの整合性に関する時間差および金額差などの情報についての事前説明を行い、外貨管理局で報告データの修正または削除を行うことができる限り少なくする。

（里兆法律事務所が2013年4月12日付で作成）